

障害福祉計画策定に係る実態調査及び
PDCA サイクルに関するマニュアル

令和2年3月

目次

I. 障害者等の実態調査について	1
1. 障害者等の実態把握の必要性と調査の方法	1
(1) 障害者等の実態を把握することの必要性	1
(2) 障害者等の実態を把握するための調査	1
2. アンケート調査の実施等のポイント	3
(1) 調査の流れ	3
(2) 調査内容の整理	3
(3) 調査対象者の選定等	3
(4) 調査票の設計	7
(5) 配布・回収	11
(6) 調査結果の集計・分析、計画への反映	12
(7) 実績値に基づくサービス見込量の推計方法	17
II. 障害福祉計画の PDCA サイクルについて	25
1. PDCA サイクルの必要性等	25
(1) PDCA サイクルの必要性	25
(2) 計画における PDCA サイクル	27
2. 障害福祉計画における PDCA サイクル	29
(1) 計画 (Plan)	29
(2) 実行 (Do)	32
(3) 評価 (Check)	32
(4) 改善 (Act)	34
(5) PDCA サイクルの結果の公表	35
III. 資料編	40

概要

I. 障害者等の実態調査について

目次	掲載内容	頁
1. 障害者等の実態把握の必要性と調査の方法	• 障害者等の実態把握の必要性及び、自治体において実践されている手法や考え方について記載しています。	P.1
2. アンケート調査の実施等のポイント	• アンケート調査の実施方法について、具体的な手順と考慮すべき事項を記載しています。	P.3
(1) 調査の流れ	• アンケート調査実施の全体の流れを示しています。	P.3
(2) 調査内容の整理	• 問題意識やその要因についての仮説に基づき調査目的を整理した上で、具体的な調査を設計する必要があることについて示しています。	P.3
(3) 調査対象者の選定等	①調査対象の設定 • 障害児、精神障害者、難病患者、発達障害者、高次脳機能障害者等を調査対象に含める場合について、手帳所持者以外の選定方法の工夫等を掲載しています。 ②調査対象者の抽出方法 • 対象者抽出の基本的な考え方、考慮すべき事項を示しています。 ③有効回答数について • 想定される有効回答数を踏まえた上で、調査対象数を決定する考え方等を示しています。	P.3
(4) 調査票の設計	①調査票の設計のポイント • 全体的な構成、項目設計、要配慮事項等、調査票設計時に注意すべきポイントを示しています。 ②調査票の種類 • 調査票を障害種別や年齢層により分ける場合と同一とする場合の留意点等を示しています。 ③調査票の項目 • 主な調査票項目例（属性情報、日中の活動に関する状況・ニーズ、サービス利用に関する状況・ニーズ）を示しています。	P.7
(5) 配布・回収	• 配布時の留意事項や回収率向上の工夫等を示しています。	P.11
(6) 調査結果の集計・分析、計画への反映	①単純集計 • 基本的な考え方を示しています。 ②クロス集計 • 基本的な考え方や留意事項、集計対象とする項目例（障害種別・障害等級、年齢、居住形態、世帯構成、居住地）、サービス見込量の参考とする場合の考え方について記載しています。	P.12

	(参考) 以下の調査・分析について考え方と留意事項を示しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・同一の調査対象の経年の変化に着目した分析について ・ヒアリング調査の概要(調査対象・方法・項目例、結果の活用等) ・事業所調査の概要(調査対象・方法・項目例、結果の活用等) 	P.13
(7) 実績値に基づくサービス見込量の推計方法	①実績値の変化率の平均を用いたサービス見込量推計の方法 <ul style="list-style-type: none"> ・サービスの過年度の実績値をもとに、その変化率の平均を算出し、サービス見込量を推計する方法を示しています。 ②人口当たり利用率を用いたサービス見込量推計方法 <ul style="list-style-type: none"> ・自治体における人口当たりのサービス利用率に将来人口推計の値を乗じてサービス見込量を算出する方法を示しています。 	P.17
	(参考) 上記の推計結果とアンケートの集計結果を合わせた見込量の推計方法について掲載しています。	P.22

II. 障害福祉計画のPDCA サイクルについて

目次	掲載内容	頁
1. PDCA サイクルの必要性等	・障害福祉計画、障害児福祉計画における PDCA サイクルの考え方について記載しています。	P.25
(1) PDCA サイクルの必要性	①PDCA サイクルの必要性と法上の規定 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援法、児童福祉法によりそれぞれ示される PDCA サイクルの必要性について掲載しています。 ②PDCA サイクルとは <ul style="list-style-type: none"> ・PDCA サイクルの概要・イメージを掲載しています。 	P.25
(2) 計画における PDCA サイクル	・PDCA サイクルについて、プロセスの概要及び、成果目標や活動指標の実績を分析・評価する上での留意点等を示しています。	P.27
2. 障害福祉計画における PDCA サイクル	・障害福祉計画、障害児福祉計画における PDCA の各プロセスにおける具体的な実施方法について記載しています。	P.29
(1) 計画 (Plan)	①計画に関わる様々な主体の計画策定への参画、評価の体制の整理 <ul style="list-style-type: none"> ・省内の関係部局及び外部の団体等との連携について記載しています。 ②目標と指標の整理 <ul style="list-style-type: none"> ・目標設定し、進捗状況を確認する上での留意事項を掲載しています。 ③PDCA サイクルのスケジュールの設定 <ul style="list-style-type: none"> ・実績の把握や中間評価のスケジュールのイメージを掲載しています。 	P.29
(2) 実行 (Do)	①計画の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・計画を広く管内の住民に周知するための工夫等を示しています。 ②評価 (Check) のための準備 <ul style="list-style-type: none"> ・実績を把握するためのデータ収集や調査について示しています。 	P.32
(3) 評価 (Check)	①中間評価 <ul style="list-style-type: none"> ・中間評価を行う際の基本的な考え方と留意事項を示しています。 ②活動指標を用いたより頻回な分析・評価 <ul style="list-style-type: none"> ・中間評価の時期を見据え、適宜活動指標について確認することの必要性を示しています。 ③分析・評価の結果のとりまとめと課題抽出 <ul style="list-style-type: none"> ・①②における分析・評価の視点等を掲載しています。 	P.32

(4) 改善 (Act)	①計画の見直しと計画の推進方策の見直し ・評価を受けた計画の見直しの考え方について示しています。 ②改善に向けた取組みの検討と実施 ・評価を受けた取組みの検討・改善例等を示しています。	P.34
(5) PDCA サイクルの結果の公表	・中間評価の結果を広く公開するにあたり留意すべき点を示しています。	P.35
	(参考) PDCA サイクルを実施している自治体の実施体制等 ※市町村と都道府県それぞれについて以下を記載 ①PDCA サイクルの実施体制 ・計画の実施状況の評価等を行うための体制の例を掲載。 ②PDCA サイクルのスケジュール ・計画の実施状況評価の流れを示しています。 ③計画実施状況の評価等に基づく事業見直し、新規事業化等 ・計画の評価を受けた取組事例について示しています。	P.36

Ⅲ. 資料編

目次	掲載内容	頁
(1) アンケート 依頼文・調査 票 (例)	・障害福祉計画策定に向けた福祉に関するアンケート調査について、依頼文と調査票のひな形を掲載しています。	P.41
(2) ヒアリング 依頼文 (例)	・障害福祉計画策定に向けた福祉に関するヒアリング調査について、依頼文のひな形を掲載しています。	P.68
(3) 管理シート (例)	・障害福祉計画における目標値や主な活動指標を評価するための管理シート案を掲載しています。	P.69

I. 障害者等の実態調査について

1. 障害者等の実態把握の必要性和調査の方法

(1) 障害者等の実態を把握することの必要性

- 障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）が地域で自立した生活を送るためには、障害福祉サービス等を充実させ、障害者の生活基盤を整備することが必要となります。このため、市町村・都道府県においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づき、障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画（障害福祉計画。以下「計画」という。）を作成しています。
- 平成 25 年 4 月に施行された障害者総合支援法においては、市町村が計画を作成するにあたり、障害者等の心身の状況やその置かれている環境その他の事情（以下「障害者等の実態」という。）を正確に把握した上で、これらの事情を勘案し、計画を作成するよう努めることとされています。また、平成 28 年 6 月に改正された児童福祉法では、これに基づき市町村及び都道府県においては市町村障害児福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成が義務付けられました。同法においても、市町村は障害児の実態を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して計画を作成するよう努めることとされています。

○ 障害者総合支援法（抜粋）

（市町村障害福祉計画）

第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2～4 略

5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

○ 児童福祉法（抜粋）

（市町村障害児福祉計画）

第 33 条の 20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2～4 略

5 市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。

(2) 障害者等の実態を把握するための調査

- 障害者等の実態を把握するに当たっては、障害者手帳の所持者数や障害福祉サービス等の利用実績など、既存の情報で把握が可能なものがある一方で、生活の状況やサービスの利用意向等のように、当該内容を把握するための調査を行わなければ把握できない内容もあります。

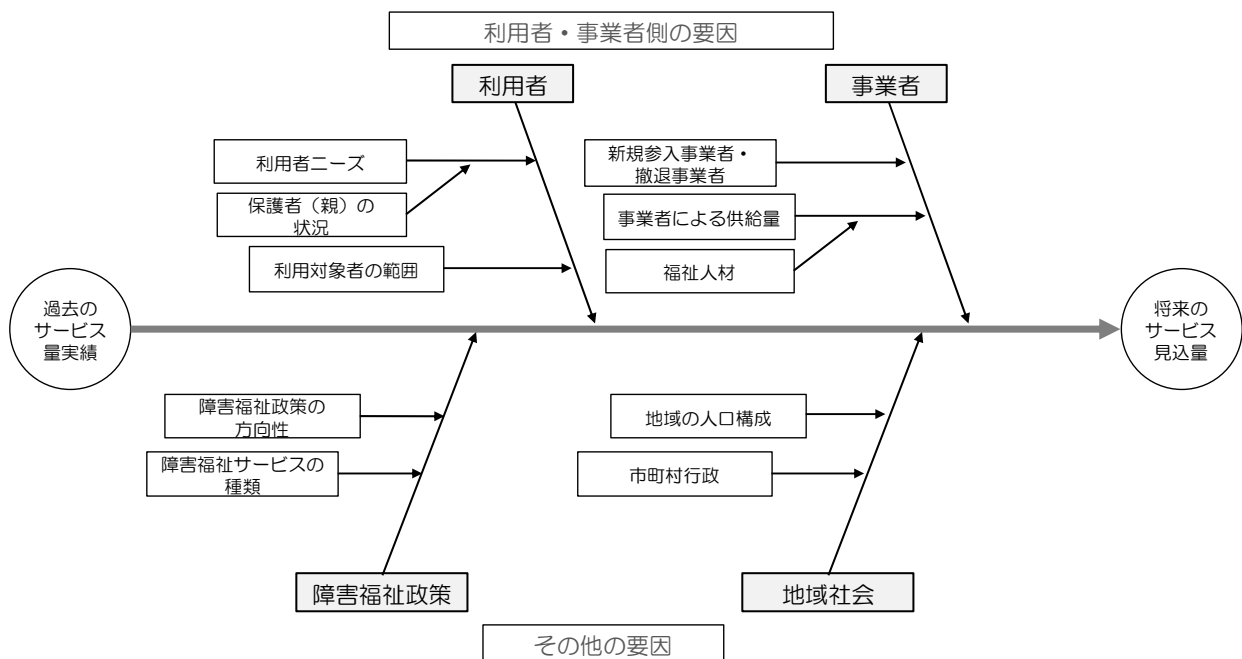
- 計画の策定の際、障害者等の実態を把握している自治体では、障害当事者や障害者団体等に対して、アンケート調査やヒアリング調査を実施することにより障害者等の実態を把握しています。
- なお、アンケート調査とヒアリング調査については、以下のような特徴や注意点があります。

図表 1 アンケート調査、ヒアリング調査の特徴と注意点

	アンケート調査	ヒアリング調査
特徴	一度に多くの対象者に同一の質問を実施することができる。	対話形式となるため、質問に対する回答内容に応じて、その場でさらに質問することが可能であり、個別の対象者について、深い情報を得ることができる。
注意点	個別の詳細な事情を把握するための調査の実施や、それらを考慮した分析の実施は複雑な作業を伴うことが多く、活用が困難と考えられる。	対象者一人ひとりの時間的拘束が長くなり、多くの対象を調べられない。そのため、調査対象全体の総意も捉えづらい。

- また、障害福祉計画・障害児福祉計画における将来のサービス見込量を推計するに当たっては、様々な要因が推計に影響を与えます。その関係性を示すと以下の図となります。

図表 2 サービス量推計に当たっての相関図

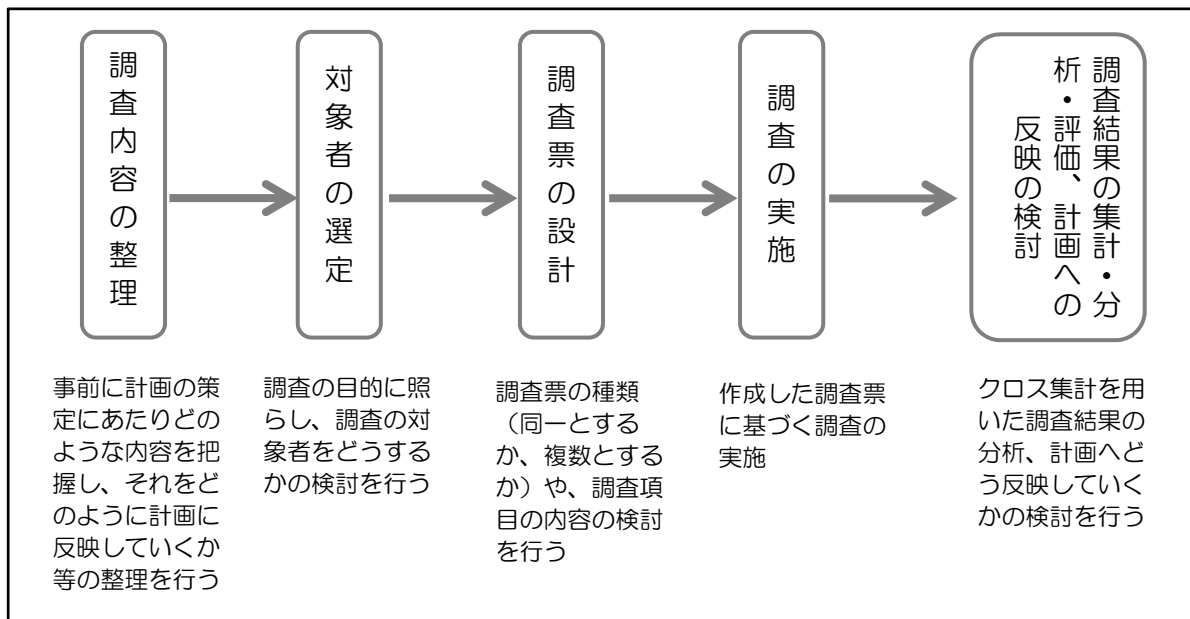


2. アンケート調査の実施等のポイント

(1) 調査の流れ

- 障害者等の実態を把握するためのアンケート調査を行う場合の流れとしては、①計画の作成にあたり調査でどのような内容を把握するのかを整理し、②その上で調査の対象者を選定した後、③調査票の設計を行い、④作成した調査票に基づき調査を実施し、⑤調査結果の集計・分析・評価と計画への反映の検討を行うことが考えられます。

図表3 調査の流れイメージ



(2) 調査内容の整理

- 障害者等の実態を把握するためのアンケート調査を行う場合には、地域における課題等を踏まえ、計画の策定にあたりどのような内容を把握するか等の目的を整理しておくことが必要になります。
- 調査の目的として、例えば、サービスの利用実績がサービスの見込量を下回っておりその要因を把握したい場合であれば、現在、障害者手帳を所持しているがサービスを利用していない方に対してサービスの利用意向等を確認する調査項目を設けることや、福祉施設等の入所者の地域生活への意向を確認したい場合には、調査の項目として今後地域で生活する意向がどの程度あるかを確認する項目を設けることが考えられます。
- 調査の目的によっては、調査の対象者や調査票の設計に大きな影響が出るため、計画の策定に必要な情報が全て網羅できるよう整理しておくことが必要になります。

(3) 調査対象者の選定等

① 調査対象者の設定

- 調査を実施している自治体では、主に身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者を対象として調査が行われています。また、現在支援を受けている方

だけではなく、今後支援を希望する可能性のある方のニーズを把握するため、手帳所持者以外にも工夫をして調査を行うことも重要です。

- 例えば、特別支援学校等の協力を得て障害児を対象に調査を行うことや、障害者団体等の協力を得て難病患者や発達障害者、高次脳機能障害者の方を対象に調査を行う等の工夫がなされています。以下に、手帳所持者以外の方を調査対象に加える場合の例を示します。

図表 4 手帳所持者以外の方を調査対象に加える例

対象者	事 例
障害児	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援学校の生徒 ・ 保護者団体が把握している障害児 ・ 特別児童扶養手当などの対象者
精神障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立支援医療受給者証の所持者
難病患者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉総合支援法施行令第1条で指定する難病患者 ・ 当事者団体が把握している難病患者
発達障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達障害者支援センターや相談支援事業所が把握している発達障害者 ・ 当事者団体やその支援団体が把握している発達障害者
高次脳機能障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援事業所や地域包括支援センターが把握している対象者 ・ 当事者団体が把握している高次脳機能障害者
医療的ケア児（※）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関で把握されている対象者

※医療的ケア児について

医療的ケア児とは、「医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害児のこと」であり、児童福祉法第56条の6第2項において、「地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とされています。

②調査対象者の抽出方法

- 調査の方法としては、できるだけ全数調査（悉皆調査）で行われることが望まれますが、費用や時間等の面から抽出調査で実施されることが多くなっています。抽出調査で実施する場合には、それぞれの手帳所持者等の調査対象者と可能な範囲で同じ割合で抽出することや、抽出する対象者の選定が恣意的にならないよう工夫する必要があります。

図表 5 調査対象の抽出方法

調査種類		内容
全数調査（悉皆調査）		・ 母集団の全数を調査対象とする方法
抽出調査	単純無作為抽出	・ 母集団から無作為ですべての調査対象を抽出する方法
	系統抽出法（等間隔法）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 回目のみ無作為で調査対象を選び、2 回目以降は等間隔で標本抽出する方法 <p>例：「A 市の身体障害者手帳所持者」（5,000 人）のうち、200 人に対して調査を行う場合、身体障害者手帳所持者の台帳から、調査対象者である 200 人が抽出されるよう無作為に選んだ起点から等間隔に抽出を行います。</p> <p>この場合、無作為に選んだ起点が 10 番目とすると、10、35、60…4,960、4,985 と、25（5,000 人÷200 人）の間隔で番号を選び、対象を抽出することになります。</p>
	層別抽出法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母集団を予めいくつかの層（グループ）に分けて、各層から無作為で調査対象を抽出する方法 <p>例：障害福祉サービスの利用状況は調査対象の年齢により違いがあることが想定される場合、18 歳未満、18 歳以上 65 歳未満、65 歳以上の 3 つの層（グループ）に分けて、それぞれから無作為で調査対象を抽出します。なお、自治体によっては、地域ごとに層（グループ）を分けた上で、無作為抽出を行っている例もあります。</p>

※個人情報保護条例との関係

- 調査の対象者が、例えば障害者手帳の所持者等の場合で、自治体が保有している個人情報を利用する場合は、各自治体における個人情報保護条例上の手続等が必要になる場合があります。

（参考）有効回答数について

- 標本調査は、調べたい集団の一部を調べることで集団全体を推測する方法です。調査の設計段階において、調査対象が偏らないように選ぶ必要があります。また、調査対象者数も、統計的な観点から、ある程度の数を確保する必要があります。
- 回答比率（例えば、障害福祉サービスが利用したいかという問いに対する利用したい、利用したくないと回答した人の割合）、標本誤差（「全数調査ではなく標本調査をす

ること」に伴って生じる誤差)、信頼水準(正しいと判断できる確率)を事前に設定することで、必要となる調査対象者数を求めることができます。

- 例えば、回答比率 0.5、標本誤差 5%、信頼水準 95% (国の統計などでは 95%で設計しているため)として計算すると、調査に必要な対象者数は 384 件になります。
- ただし、調査対象者の全員から回答を得られるとは限らないため、想定される回収率を踏まえて、調査対象者数を考えることとなり、仮に回収率 50%と想定した場合、768 件 (384 件÷0.5) となります。
- 障害者数が少ない自治体では、上記で示す統計上の信頼が得られる有効回答数を得るためには、ほぼ悉皆に近い送付数(調査対象者数)を確保することが望ましいと考えられますが、実際の調査では自治体の状況に応じて可能な範囲で調査数を検討することが必要となります。(調査対象者数が少ない場合は、標本誤差が大きくなっていることが想定されることから、集計結果の解釈については慎重に判断する必要があります。)

(4) 調査票の設計

①調査票の設計のポイント

- 調査票の設計に当たって、障害者等の実態を可能な限り正確に把握することに加え、回収率等の向上のためにも調査の内容を分かりやすいものとする等の工夫が必要になります。

調査票構成等のポイント

<全体>

- ・ 調査目的に照らして、質問項目がふさわしいものであること（目的達成のために必要な項目が過不足なく盛り込まれている）
- ・ 質問項目の流れが全体としてスムーズであること（年齢等の簡単に回答できる質問項目から始める、難しい質問が続くような箇所がないようにするなど）
- ・ 文字の大きさや質問項目の配置の仕方など、調査票が読みやすいものになっていること（わかりにくい箇所は質問の順番を矢印で示すなど、視覚的に見やすくするなど）
- ・ 回答者の立場や調査時点など、条件をきちんと示していること（調査対象者の代理者が回答することは可能か、その場合はどのような立場で回答するのか、年齢や経験などを問う場合はいつの時点かなどの条件をはっきりと記載）
- ・ 調査対象者の選定方法、個人情報保護、アンケート結果の活用方法などについて明記し、回答者に不安を与えないようにすること

<項目の設計>

- ・ 質問の回答方法（回答すべき選択肢の数など）、記入方法が正しく明記されること
- ・ 質問文にわかりにくい専門用語やあいまいな表現、配慮を欠く表現などがないこと
- ・ 1つの質問ですでに1つの事柄を聞くこと（1つの質問で複数の事柄を聞かない）
- ・ 回答選択肢は、回答となり得るカテゴリーを重複なく網羅していること（完全に網羅できない場合は選択肢に「その他」を必ず加える、また、「わからない」などの選択肢も適宜追加し、回答しやすい配慮をする）
- ・ 回答者を特定の回答に誘導するような書き方をしないこと

<配慮することが望まれる内容>

- ・ 調査票のすべての漢字にルビをつけること（漢字の読みが困難な障害者への配慮）
- ・ 点字や音声コードによる調査票を作成すること（視覚障害者への配慮）
- ・ 必要に応じて、相手方に出向き個別に聞き取りを行うこと（調査票への記入が困難な障害者への配慮）
- ・ 障害者団体等を通じて、調査に関する説明会等を開催するなど、事前に周知をしておくこと（配慮事項等について意見等を聞くことで、回収率の向上にもつながる）

②調査票の種類

- 調査票を設計する際には、調査の結果をどのように計画に反映していくかを基本として、調査の項目を検討することになりますが、調査の項目の検討にあたり調査票を障害種別ごとに作成するのにかよって、調査票の項目の設計が異なります。
- 調査票を同一とする場合は、障害種別に関わらず共通の項目で構成することを基本として、特定の条件を満たす場合の項目（「身体障害者手帳をお持ちの方にお聞きします」等）を組み合わせることになります。調査票が単一であるため、調査結果の集計・分析を行いやすくなりますが、障害種別ごとに応じた特性も細かく把握する場合、項目数が多くなり、回答者にとって煩雑化しやすくなることに留意する必要があります。

特定の障害種別や障害児の方のみが回答する設問等については、ページを分けたり、色分けや目立つタイトルを付ける等、レイアウトの工夫も必要になります。

- 複数の種類の調査票とする場合は、主に各調査票の対象ごとの特性を把握するための項目で構成されるため、調査項目の構成がわかりやすいものとなりますが、調査票が対象ごとに異なるため、調査結果の集計・分析が難しくなります。
- いずれの方法にもメリット・デメリットがあるため、一般的な内容に加えて障害種別ごとの特性も細かく把握するのか、どのように調査結果を分析するのか等に留意しながら、適切な方法を選択することになります。
- なお、複数の障害を持つ方については、「主たる障害」について回答していただくのか等については検討しておく必要があります。

〈アンケート調査を実施している自治体の調査票の種類〉

- ・ アンケート調査を実施している自治体では、障害種別に関わらず同一の調査票としていくものが増えてきています。
- ・ また、複数の調査票としていた場合でも、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳の所持者の調査票は共通とし、難病患者や発達障害者等には個別の調査票を作成している事例などがあります。

③調査票の項目

- 調査票の項目を検討する際には、基本的な情報として、年齢・性別・家族構成に加え、サービスの見込み量に反映するための項目として、サービスの利用状況や今後の利用意向等の項目を調査票に盛り込むことが考えられます。
- また、調査票の項目を検討する際には、例えば、サービスの利用状況や今後の利用意向等の項目と年齢やその他の項目と組み合わせて分析すること（クロス集計）も念頭に入れておくことが望まれます。
- アンケート調査票で設定すべき項目を整理すると、下表のとおりです。ただし、下表の項目に限定されるものではなく、自治体の状況に応じて独自の調査項目を設定することも考えられます。なお、当該項目を基に作成した調査票のひな型は、参考資料として掲載しています。
- また、これらの項目は、「属性情報」、「日中の活動に関する状況やニーズ等」、「サービス利用に関する状況・ニーズ等」の各項目を必要に応じて組み合わせた分析をすることで、サービス見込み量推計のためのより詳細な参考情報とすることが出来ます。これらの具体例に関しては、「(6) 調査結果の集計・分析、計画への反映」の中に参考として記載しています。

図表6 主な調査項目

分類	項目	内容	
属性情報	回答者	回答者の属性 ・代理回答を可能とする場合に回答者の属性（本人、本人の家族、それ以外）を確認する項目	
	性別・年齢・家族など	年齢、性別	・回答者の年齢や性別、居住地（地域別の分析を行う場合）等を確認する項目 ・性別の選択肢については、自治体の裁量により変更可能 ・各項目のクロス集計に利用
		居住地	
	世帯構成		
	生活動作	日常生活動作の状況	・生活動作の状況や支援の必要性、介助者の有無・状況、重症心身障害の認定状況等を確認する項目 ・日常生活に関するサポートの状況や、今後のサービスニーズ等の分析に利用
		介助者の状況	
障害の状況	手帳の種類、等級等 ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持の状況とその等級等を確認する項目 ・発達障害、難病、高次脳機能障害の有無等や医療的ケアを受けているかどうかを確認する項目		
介護の状況	介護保険サービスの利用状況 ・利用している介護保険サービスの利用状況		
日中の活動状況に関する状況・ニーズ等	住まいや暮らしの状況	現在の住まい	・家族と同居しているか、福祉施設等に入所しているかを確認する項目
		地域生活への意向	・地域で生活することへの意向があるかを確認する項目
		地域生活を行うための支援	・地域で生活するために必要と考えている支援について確認する項目
	日中の活動状況や就労の意向	外出の状況	・外出頻度を確認する項目
		外出時の同伴者	・外出時の同伴者（家族、施設職員等）を確認する項目 ・今後のサービスニーズ等の分析に利用
		外出の目的	・外出時の主な目的（通勤・通学、訓練やリハビリ等）を確認する項目 ・外出支援のために必要となる施策等の検討に利用
		外出時に困ること	・外出にどのような困難（乗り降りが困難、段差が多い等）を感じているかを確認する項目
		日中の過ごし方	・働いているか、学校に通っているか等を確認する項目 ・障害者の日中の過ごし方を把握するために利用
		勤務形態	・働いているのか、学校に通っているのか等の状況を確認する項目 ・障害者の日中の過ごし方を把握するために利用
		就労の意向	・就労していない場合の就労移行を確認する項目 ・一般就労へのニーズの把握に利用
	相談相手	就労支援	・就労していない場合の就労意向を確認する項目 ・一般就労へのニーズの把握に利用
		相談相手	・相談先の有無と主な相談先（家族、施設職員等）を確認する項目 ・相談対応・相談支援に対するニーズの把握に利用
		情報の入手先	・主な情報の入手方法（新聞、広報誌等）を確認する項目 ・情報の入手に関するニーズ把握に利用

サービス利用に関する状況・ニーズ等	障害支援区分の認定状況	・ 障害支援区分の認定状況（認定を受けているかも含めて）を確認する項目
	サービスの利用状況や今後の利用意向	・ 現在、利用しているサービスや利用していないサービスの今後の利用意向（3年以内の利用予定など）を確認する項目（※） ・ サービスのニーズ把握に利用

※調査票のひな型では、障害児・者共通のサービスと、障害児向けサービスを分けた上で、各サービスの利用状況・今後の利用意向を問う設問（問35）を調査票のひな型に掲載しています。なお、当該設問については回答者の負担を考慮したより簡易な調査票レイアウト案も参考として掲載しています。

（参考）障害福祉に関するアンケート

- なお、障害者基本法に基づく障害者計画と一体として作成している自治体が多いことを踏まえ、下表及び調査票のひな型に、障害福祉計画以外の内容も掲載しています。

図表7 障害福祉に関するアンケート項目

分類	項目	内容
権利擁護について	差別解消権利擁護	・ 嫌な思いをした経験の有無について確認する項目、その具体的な内容に関する項目 ・ 成年後見制度の認知状況に関する項目
災害	災害時の状況	・ 災害時の介助の必要性に関する項目 ・ 災害時の共助の可能性を確認する項目 ・ 災害時に不安を感じていること（治療が受けられない、避難できない等）を確認する項目

(5) 配布・回収

- 調査票の配布・回収は、主に郵送で行われますが、特別な事情等がある場合には、訪問して行うことや、障害者団体等を通じて間接的に配布・回収を行うことも考えられます。
- 郵送で調査を行う場合、調査対象者が同居の家族や周囲に障害があることを隠している場合もあるため、封筒に「障害者」等の表記は使わないことや、視覚に障害がある方に郵送する場合であれば封筒の内容物や宛名等を点字で表記するなどの対応が望まれます。
- 回収率を向上させるための取組として、アンケート調査を実施していることを関係団体または相談支援事業所に周知を行い、協力を依頼することも有効と考えられます。また、調査対象者が自治体の窓口に来訪した際に、職員が調査内容を説明しながら回答を記載している自治体もあります。

(6) 調査結果の集計・分析、計画への反映

- 回答結果をデータ化し、疑義照会などの内容を吟味した上で、より正確なデータを作成します。得られたデータをもとに集計を行いますが、集計方法としては以下の2つの手法があります。

①単純集計

- アンケート調査結果のデータが得られた後、設問ごとの、有効回答数、選択肢ごとの回答者数、有効回答数に占める選択肢ごとの回答者の割合(%)を求めます。また、数値で聞いている場合は平均値などを算出します。
- これらの結果を用いて、データ全体の傾向をつかむとともに、詳細な分析を行うこととなります。

②クロス集計

- 調査結果の分析に当たっては、単純集計ごとの分析に加え、複数の設問の回答を複合的に分析するクロス集計を合わせて行うことが望まれます。
- クロス集計を行う際には、年齢や障害種別を組み合わせることを基本として、把握したい情報に応じて、各項目との組み合わせを検討することになります。
- なお、クロス集計を行うためには、クロス項目となるカテゴリーを含む設問がなければならぬため、調査票設計の段階で項目を組み込んでおく必要があります。
- 例えば、居住地別のクロス集計を考える場合に、調査で中学校区しか聞いていない場合、小学校区単位でのクロス集計はできなくなります。小学校区単位での分析が必要とされる場合は、設問で小学校区別の居住地を聞く形にしておかなければなりません。
- また、クロス集計を行う場合は、2つ以上の設問を回答している必要があるため、統計的に信頼できる分析を行うために、有効回答数が単純集計の場合より多く必要となることに留意が必要です。

(参考) クロス集計の例

- 以下は、クロス集計の一例ですが、その他にも調査結果は目的に応じて様々な分析をすることが望めます。

<障害種別（障害等級）を利用したクロス集計>

- ・ 障害種別によらず同一の調査票とした場合は、障害種別の項目とその他の項目によるクロス集計を行うことで、それぞれの生活実態やニーズを詳しく分析することが考えられます。なお、複数の手帳を所持している重複障害の方については、各障害にそれぞれカウントして集計する方法、「重複障害」というカテゴリーを設定して集計する方法など必要に応じて適切な集計を行います。
- ・ 障害等級によるクロス集計では、障害の重さによるニーズの違いなどの分析、身体障害の種類によるクロス集計では、視覚、聴覚、肢体不自由、内部障害等それぞれのニーズなどについて分析することが考えられます。

<年齢を利用したクロス集計>

- ・ ライフステージによりニーズ等が異なっていることが考えられるため、年齢の項目とその他の項目によるクロス集計を行うことで、それぞれの年齢層ごとの生活実態やニーズを分析することが考えられます。
- ・ また、年齢によるクロス集計を行う場合には、障害児（18歳未満）、高齢者（65歳以上）、その間の年代（18～64歳）の3区分以上にカテゴリー分けを行うことが考えられます。

<居住形態・世帯構成を利用したクロス集計>

- ・ 居住形態はサービスニーズ等に大きく影響すると想定されるため、在宅・施設の別や、在宅の場合には、一般の住宅に家族と同居、ひとり暮らし、グループホーム利用等のカテゴリーに区分し、生活実態やニーズを分析することが考えられます。

<居住地を利用したクロス集計>

- ・ 自治体内における各地域での生活実態やニーズ等に違いがあることが考えられます。例えば、自治体内で各地域の人口規模が大きく異なっている場合には、単純集計では人口の大きな地域の状況がより強く反映されることとなります。
- ・ このような場合には、居住地別のクロス集計を行うことで、地域別の状況を詳しく見ることが考えられます。

<サービス見込量の参考とする場合のクロス集計>

- ・ サービス見込量の推計においてアンケート調査結果を参考にする上では、サービスの利用意向等に関する単純集計結果のみでなく、年齢や障害種別（障害等級）、障害支援区分等の項目とサービスの利用状況や利用意向等の項目をそれぞれ組み合わせたクロス集計を行うことで、より実態に近いニーズ量を把握することができると考えられます。

(参考) 同一調査対象者の分析

- 当該年度に実施したアンケート調査対象者に過去のアンケート調査で回答した人がいた場合、回答内容の変化に着目することで、傾向の分析も可能となり、その期間に実施した政策効果の評価や期間中の傾向などに活用することもできます。

(参考) ヒアリング調査

- 以下では、ヒアリング調査の概要等について、参考として掲載しています。

ア. ヒアリング調査の概要

- ヒアリング調査は、予め把握したい内容を整理した上で、対面等の方法により、直接対象者に質問項目の聞き取りを行い、その内容から対象者の状況や意識などを把握する方法です。ヒアリング調査は、限られた対象者に対し、個別に調査を行うため、アンケート調査で把握することが難しい個々の対象者の意向などを詳細に聞き取ることができることに加え、質問の意図等の補足的な説明をその場で行うこともできます。

イ. ヒアリング調査の対象

- ヒアリング調査は、アンケート調査で把握することが難しい内容を把握する場合や、母集団の総数が不明又は対象者の抽出が難しい場合に、主にアンケート調査を補完するものとして実施されています。
- ヒアリング調査を実施している自治体においては、発達障害者や高次脳機能障害者の方等に対し、障害者団体等を通じて行っている事例があります。

ウ. ヒアリング調査の方法

- ヒアリング調査の方法としては、対象者1人ずつに面接を行い個別に意見を聞く「個別ヒアリング」として行う方法や、複数の対象者に同時に意見を聞く「グループインタビュー（集団ヒアリング）」の方法があります。
- 「個別ヒアリング」では、対象者1人ひとりに話を聞くため、ヒアリング場所の確保などが比較的容易に行えますが、1対1での対面調査が対象者にとってストレスになる場合があります。また、「グループインタビュー」では、複数の対象者に同時に話を聞くため、1対1の対面よりはストレスが少なくなりますが、人数が多いと会場の確保や1人ひとりの話を聞く時間が短くなり、詳細な内容を聞き取ることが難しくなります。

エ. ヒアリング調査の項目

- 調査の対象者を選定した後、ヒアリング項目をどのような内容とするのかを検討することになります。アンケート調査とは異なり対面で聞き取りを行うため、限られた時間内に回答を聞き取ると考えると、対象者には事前に調査の項目を提示することが望まれます。

- また、ヒアリング調査の項目についても、アンケート調査と同様に調査の項目がわかりやすいものとするような工夫や、漢字にルビをつけること等の配慮を行うことが望まれます。
- なお、ヒアリング調査を実施している自治体における主な質問項目は、次表のとおりとなっています。

図表 8 ヒアリング項目例

分類	内容・利用目的
生活の状況	どのように暮らしていますか（家族と同居、ひとり暮らし等）
	日常生活で困っていることはありますか
	困った時は誰に相談していますか
	急な体調不良や災害のときなどの心配ごと
	仕事面で困っていることはありますか
福祉サービスや 医療的ケア	現在、利用しているサービスは何ですか
	サービスを利用してよかった点、改善して欲しい点はありますか
	サービスを利用する際に何か困っていることはありますか
	医療的ケアの面で困っていることはありますか
地域の暮らし	日々の暮らしに困っていることや、環境整備が必要なことはありますか
その他ご意見	行政に期待することなど、何かご意見はありますか

■ヒアリング調査のひな形（Ⅲ．資料編（2）ヒアリング 依頼文（例）を参照）

オ. ヒアリング調査の実施

- 調査の実施に当たっては、事前に対象者と調査日時・場所について調整の上、事前に調査項目を提示するとともに、調査内容の簡単な説明を行っておくことが望まれます。
- また、対象者に介助者等がいる場合には、同席を依頼することや、コミュニケーションへの配慮等が必要な場合は、事前に本人・介助者等とも十分な調整を行い、手話通訳や要約筆記者の手配など、必要な準備を行います。

カ. ヒアリング調査結果の活用

- ヒアリング調査の結果は、施策上の課題点を得られ、それらを踏まえて新規施策の検討や既存施策の見直し拡充などに活用することもできます。また、アンケート調査では把握しきれない内容について、より詳細な課題やニーズを把握することができることから、アンケート調査結果を補足する情報としても活用することができます。

(参考) 事業所調査

- 自治体によっては、障害福祉サービスの今後の供給量を把握するため、事業所に対して今後の事業規模の拡大・縮小の意向等に関する調査を実施している自治体もあります。
- 自治体内で障害福祉サービスを提供している事業所を調査対象とすることが想定されます。
- 今後のサービス供給量を把握するためには、事業規模（定員数等）の拡大、縮小あるいは撤退の意向や、当該自治体内における他のサービスへの新規参入の意向等を調査項目とすることが考えられます。
- 事業所調査の結果は、障害福祉サービスの見込量に対し、供給を充足させることができるかどうかを考える上での参考情報として活用することができます。供給が明らかに不足する場合は、供給を増やす方策を検討することも考えられます。

(7) 実績値に基づくサービス見込量の推計方法

- 将来のサービス量を推計するに当たっては、過去の実績値を基にして算出することが一般的です。算出方法については2通りの方法があり、概略は以下の通りです。

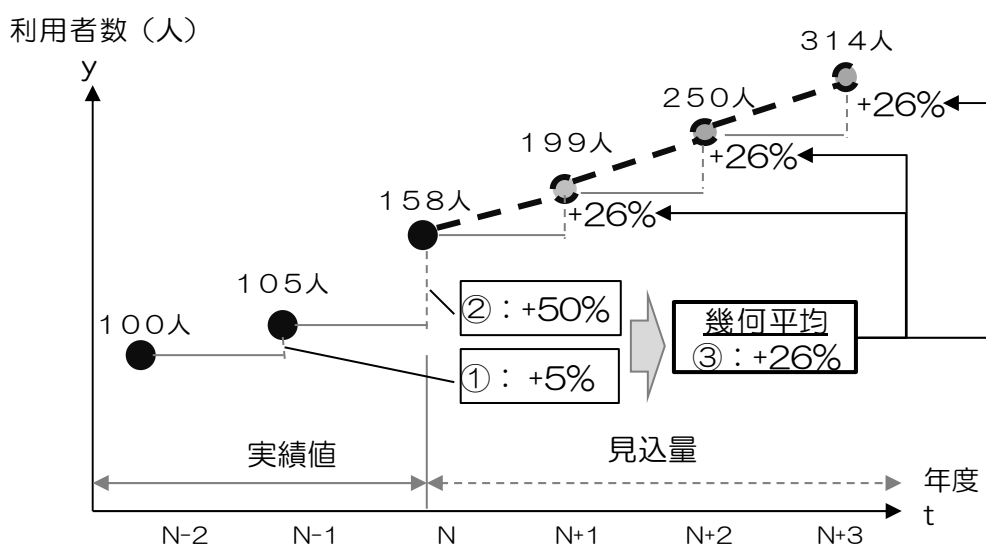
図表9 実績値解釈の視点

方法	概略
① 過去のサービス量実績の変化率の平均を用いたサービス見込量推計の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多くの自治体が採用。 ・ 過去のサービス量の実績値の傾向を読み取り、その傾向を推計年度に伸ばして見込量を算出。「幾何平均」または「算術平均」を用いる場合が考えられる。 ・ 将来人口の減少が見込まれる場合であっても、実績値の傾向が増加傾向であれば、見込量も増加することになる点は留意が必要。
② 人口当たり利用率を用いたサービス見込量推計方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来推計人口に基づいて見込量を算出するため、人口の変動を反映した見込量となりやすい。 ・ サービス利用者数、人口、将来人口を年齢階層別に分けることで、より詳細なサービス見込量を算出。 ・ 人口当たりサービス利用率が一定である場合は、過去年度のサービス利用率の平均を用いて算出できるが、一定でない場合は、その変化を考慮しなければならず、計算が煩雑。

①過去のサービス量実績値の変化率の平均を用いたサービス見込量推計の方法

- 過去の実績値の変化率を計算し、将来の見込量を算出します。以下に参考例を記載しています。

図表10 参考例



手順Ⅰ

過去のサービス量実績値を基に変化率を求めます。

変化率は次の式で求められます

例

$$\begin{aligned} \textcircled{1} &= 105 \div 100 = 1.05 \quad (=5\% \text{up}) \\ \textcircled{2} &= 158 \div 105 \doteq 1.50 \quad (\doteq 50\% \text{up}) \end{aligned}$$

手順Ⅱ

手順Ⅰの結果をもとに、幾何平均を算出し③とします。

例

$$\begin{aligned} \textcircled{3} &= \sqrt{\textcircled{1} \times \textcircled{2}} = \sqrt{(105 \div 100) \times (158 \div 105)} \\ &\doteq 1.26 \quad (\doteq 26\% \text{up}) \end{aligned}$$

手順Ⅲ

手順Ⅱで算出した幾何平均を、N年度の実績値に乘じ、N+1年度の見込量を算出します。同様にN+2年度、N+3年度も算出します。（小数点以下四捨五入）

例

$$\begin{aligned} \text{N+1年度の見込値} &= \text{N年度の実績値 (158人)} \times \textcircled{3} && \doteq 199 \text{人} \\ \text{N+2年度の見込値} &= \text{N年度の見込値 (158人)} \times \textcircled{3} \times \textcircled{3} && \doteq 250 \text{人} \\ \text{N+3年度の見込値} &= \text{N年度の見込値 (158人)} \times \textcircled{3} \times \textcircled{3} \times \textcircled{3} && \doteq 314 \text{人} \end{aligned}$$

- 手順Ⅲの変化率の計算では、幾何平均のほか、算術平均等を活用して算出している自治体もあります。ただし、見込量の推計においては増加率という比率の計算であるため、統計上は幾何平均による算出がより適した方法といえます。
- また、上記の例示では3か年分の実績をもとに計算していますが、自治体によっては、より長期間の傾向を確認した上で、参照すべき期間を決定し、変化率を算出している自治体もあります。加えて、計画期間の最終年度（上記例示におけるN年度）は、見込量推計を行う時点で実績値が確定していないことから、当該年度のデータを推計に用いることが難しい点も考慮する必要があります。
- なお、参照する期間が4か年分、5か年分と増えるにつれて、幾何平均の計算式は、変化率を掛け合わせたものを3乗根、4乗根とすることとなります。（nか年分の実績を基にする場合は、(n-1)乗根となる。）

【参考】

以下のような利用人数の推移である場合は、5か年分のデータになるので、変化率を計算し、それぞれを乗じて4乗根した結果を用いる。

N-4年度 91人 N-3年度 95人 N-2年度 100人 N-1年度 105人 N年度 158人

具体的に計算すると以下のとおりである。

手順Ⅰ 変化率を求める

N-4年度からN-3年度の伸び率	①=95÷91≒1.04
N-3年度からN-2年度の伸び率	②=100÷95≒1.05
N-2年度からN-1年度の伸び率	③=105÷100=1.05
N-1年度からN年度の伸び率	④=158÷105≒1.50

手順Ⅱ 幾何平均を求める

$$\begin{aligned}\textcircled{5} &= \sqrt[4]{(\textcircled{1} \times \textcircled{2} \times \textcircled{3} \times \textcircled{4})} \\ &= \sqrt[4]{(95 \div 91) \times (100 \div 95) \times (105 \div 100) \times (158 \div 105)} \\ &\div 1.15\end{aligned}$$

手順Ⅲ 各年度の見込量を算出する（小数点以下四捨五入）

N+1年度の見込値=N年度の実績値（158人）×⑤	≒181人
N+2年度の見込値=N年度の実績値（158人）×⑤×⑤	≒208人
N+3年度の見込値=N年度の実績値（158人）×⑤×⑤×⑤	≒239人

（参考）幾何平均と算術平均

- 見込量を算出するにあたり、自治体によっては算術平均を用いた方法で変化率を求めている場合もあります。ただし、見込量の推計は比率（増加率）を用いた計算であることから、統計上、幾何平均で算出することがより適しているといえます。
- 参考までに、幾何平均と算術平均の違いを以下に示します。

ア. 幾何平均について

- 幾何平均は、各年の増加率(a_n)のべき乗根により求めることができ、式は以下のとおりです。
$$\sqrt[n]{a_1 \times a_2 \times a_3 \times \dots \times a_n}$$
- 幾何平均は、相乗平均ともいい、変化率等、割合に関する数値の平均値を求める場合によく用いられます。例えば、2個のデータ(a_1, a_2)に対する幾何平均は、2個のデータ積の平方根により求められます。
- 例えば、N-2年度からN-1年度の変化率が5%増加、N-1年度からN年度の変化率が50%増加であった場合、以下の算式により算出できます。結果として25%が幾何平均ということになります（小数点以下第3位四捨五入）。

$$\sqrt{1.05 \times 1.50} = 1.25$$

イ. 算術平均について

- 算術平均は、各年の増加率(a_n)の和をその項数で割ることにより求めることができ、式は以下のとおりです。

$$\frac{a_1 + a_2 + a_3 + \dots + a_n}{n}$$

- 算術平均は、相加平均ともいい、一般的に用いられることが多い方法です。例えば、2 個のデータの算術平均は、2 個のデータの和をデータ数（この場合は 2）で割ることによって求められます。算術平均は、ある集団の平均年齢を求める等、数値データの集合に関して、その特性を求める場合によく用いられます。
- 例えば、N-2 年度から N-1 年度の変化率が 5% 増加、N-1 年度から N 年度の変化率が 50% 増加であった場合、以下の算式により算出できます。結果として 28% が算術平均ということになります（小数点以下第 3 位四捨五入）。

$$(1.05+1.50) \div 2 = 1.28 \quad (=28\% \text{up})$$

②人口当たり利用率を用いたサービス見込量推計方法

- 人口当たり利用率は以下の式となります。これに自治体の将来人口を乗じて、サービス見込量（利用者数）を算出します。

$$\begin{aligned} \text{人口当たり利用率} &= \text{現在のサービス利用者数} \div \text{自治体の現在の人口} \\ \text{サービス見込量} &= \text{自治体の将来人口} \times \text{人口当たり利用率} \end{aligned}$$

<算出に当たっての留意点>

- サービス利用者数、人口、将来人口を年齢階層別に分けることで、より詳細なサービス見込量を算出できます。例えば、18 歳未満と 18 歳以上で分けて算出することにより、障害児・者でのそれぞれのサービスの利用率を反映したサービス見込量を推計することが可能となります。
- また、18 歳以上 20 歳未満、20 歳代、30 歳代・・・ごとに人口当たり利用率を計算し、サービス見込量を算出すると、特に少子高齢化などの状況が異なる自治体においては、それぞれの年齢構成の変化に合わせたサービス見込量を算出することもできます。
- 以下に就労継続支援 B 型の見込量の算出例を記します。

手順 I

過去の実績値を基に、同時期の自治体人口を確認し、人口当たり利用率を算出する。その結果、3 年間の人口当たり利用率は、どの年度も概ね 0.17~0.18% の水準であることから、人口当たり利用率を約 0.18% と設定する。

（人口当たり利用率の平均）

$$\text{⑥} = \{ (622 \div 365,861) + (654 \div 370,158) + (686 \div 379,586) \} \div 3 \\ \approx 0.18\%$$

就労継続支援 B 型例	N-2 年度	N-1 年度	N 年度
実績値(人)	622	654	686
当該自治体人口(人)	365,861	370,158	379,586
人口当たり利用率(%)	約 0.18%	約 0.18%	約 0.18%

※小数点以下第 3 位四捨五入

手順Ⅱ

人口当たり利用率（約 0.18%）を将来推計人口の値に乗じて得た数値がサービス見込量となる。

サービス見込量（人）＝各年度の将来人口×⑥（≒0.18%）

就労継続支援 B 型例	N+1 年度	N+2 年度	N+3 年度
将来人口(人)	386,521	390,125	395,079
サービス見込量(人)	680	686	695

※小数点以下四捨五入

（参考）サービス見込量の推計における留意点

- 上述の①②の推計方法による見込量の算出を行う際は、実績値の特徴により、以下の点に留意する必要があります。

データの特徴	留意点
実績値の値が小さい	<ul style="list-style-type: none"> ・実績値の変化により推計値の値が変化しやすい。 ・特に直近の値の変化が大きい場合、その影響により値が大きく変化しやすい。
実績値の値が極端に増加（減少）している	<ul style="list-style-type: none"> ・特に幾何平均による算出の場合、実績値の変化に応じて推計値が急激に増加（減少）しやすい。そのため、2年後、3年後の推計値が過大（過少）に推計されてしまう可能性がある。

- また、①②の推計方法では、制度の変更等による利用者範囲の拡大や、サービス提供者の増加などにより、利用者数（利用率）に大幅な増減の可能性がある場合には、実績値から正確な推計値を得ることは難しいといえます。

(参考) 実績値に基づく見込量及びアンケート調査結果を参考としたサービス見込量の検討

- 実績値に基づくサービス見込量を算出した上で、アンケート調査結果を参照し、最終的なサービス見込量を検討する方法について具体的な手順の例を示します。

手順Ⅰ 実績値に基づくサービス見込量の算出

「(7) 実績値に基づくサービス見込量の推計方法」にあるとおり、実績値の変化率に基づくサービス見込量を算出します。

手順Ⅱ アンケート調査結果に基づくサービス見込量の増減傾向の把握

次に、アンケート調査結果(Ⅲ. 資料編(1) アンケート調査票(例) 問 34)における「現在のサービス利用」及び「今後3年以内の利用予定」のクロス集計を行います。

以上より、減少要素の回答数と増加要素の回答数を比較するなどし、今後の見込量の増減の可能性についての参考とすることができます。

(例) アンケート調査結果のクロス集計とその解釈の具体例

Ⅱ-1. のクロス集計の実施

「現在のサービス利用」及び「今後3年以内の利用予定」のクロス集計を行います。

区分		今後3年以内の利用予定				計
		増やす予定	維持	減らす予定	利用予定がない	
現在の 利用状況	利用している	1	74	2	0	102
	利用していない	18	21	0	458	472
	計	19	95	2	458	574

Ⅱ-2. クロス集計の解釈

クロス集計結果をもとに、減少要素と増加要素を整理し、比較します。

- 「現在利用している」かつ「減らす予定」 2人 (減少要素)
- 「現在利用している」かつ「利用予定がない」 0人 (減少要素)
- 「現在利用していない」かつ「増やす予定」 18人 (増加要素)
- 「現在利用している」かつ「増やす予定」 1人 (増加要素)

減少要素(2人)と増加要素(19人)を比較すると増加要素の方が多いため、アンケートの回答結果からは利用量は増加傾向を示しています。

なお、増減傾向を判断するには減少要素と増加要素について、減少要素の回答数と増加要素の回答数が全有効回答数に占める割合等も考慮する必要があります。

手順Ⅲ 実績値に基づく見込量とアンケート調査結果を踏まえたサービス見込量の検討

手順Ⅰで算出した実績値に基づく見込量について、手順Ⅱのアンケート調査に基づく増減の判断結果を踏まえ、見込量の検討を行います。両者の関係について整理すると以下のとおりです。

		手順Ⅱ アンケート調査結果に基づく増減傾向		
		増加傾向	一定	減少傾向
手順Ⅰ 実績値に基づ く見込量の 増減傾向	増加傾向	増加	増加または一定	要検討
	一定	増加または一定	一定	減少または一定
	減少傾向	要検討	減少または一定	減少

上記のパターンを踏まえ、手順Ⅰ、手順Ⅱを精査し、手順Ⅰで算出した値の修正を検討することとなります。特に手順Ⅰと手順Ⅱの傾向が相反している場合は、その要因を分析するなど十分な精査が必要となります。

手順Ⅰの結果の精査については、P.21「（参考）サービス見込量の推計における留意点」にあるとおり、実績値の値が小さい場合や、大きく増減している場合には留意が必要であることを踏まえ、算出結果の妥当性を検討する必要があります。

手順Ⅱの結果の精査については、上述のとおり、全有効回答数に占める増加要素の割合および減少要素の割合を確認すること（例えば、全有効回答数に占める増加要素の割合が高いほど、増加の傾向が強いと考えることができます。）が必要となります。

また、P.13「（参考）クロス集計の例」における「サービス見込量の参考とする場合のクロス集計」にあるとおり、サービスの利用予定と年齢階層や障害支援区分等のクロス集計を行うことで、回答者が実際に当該サービスの対象者か否か等を判断し、回答結果がどの程度サービス見込量の増減に繋がるかを検討することが考えられます。ただし、クロス集計は細分化に用いる項目が多くなるほど（3つ以上等）、条件に該当する人数が少なくなり、結果の分析やその見込量への反映が繁雑になることに留意を要します。

以上の検討を踏まえつつ、その他の調査結果等も参考にし、見込量を検討することが考えられます。

【補足】

- 最終的な見込量の設定に当たっては、実績値に基づく見込量やアンケート調査結果のほか、国や自治体の障害福祉施策や地域社会の実情、サービスの供給量に影響する事業者の実態等についても考慮することが望まれます。
- 事業者の実態については、例として、P.16「（参考）事業所調査」に示すとおり、既存の事業者への調査等により事業の今後の予定を確認する等により、供給量の増減傾向を把握することが考えられます。
- なお、自治体によっては、日頃のサービス利用者や事業者とのコミュニケーションの中で把握される利用実態やニーズ、サービス供給側の状況や予定についても参考とし、見込量を検討している例があります。これらの要素も踏まえ、最終的な見込量を検討することも望ましいといえます。